

# 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

## 実地指導 確認書類別主な着眼点

### 1 人員関係

- 名簿兼勤務表
- シフト表
- 出勤簿またはタイムカード
- 資格証明書等

○名簿兼勤務表に記載のある従業者の出勤状況を確認

⇒基準上定められた従業者が勤務しているか。

○運営規程・重要事項説明書に記載されている従業者の員数と届出に相違はないか。

○管理者は専従常勤(管理上支障がない場合は、他の職務に従事できる場合がある)

○生活相談員

⇒サービス提供時間帯を通じて1人以上専従しているか。

○機能訓練指導員

⇒1人以上

○各種加算を算定している場合

⇒必要な職種の職員が勤務しているか。また、加算を算定している日に、勤務をしているか。

(通所介護、地域密着型通所介護の場合)

○看護職員

⇒提供日ごとに看護関係業務で必要な時間帯は専従で1人以上

(地域密着型)通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可

○介護職員

⇒サービス提供時間帯を通じて勤務しているか。

利用者が15人までは1人以上、それ以上は5人を増すごとに、1を加えた数以上従業者が勤務しているか。

(認知症対応型通所介護の場合)

○介護職員または看護職員

⇒サービス提供時間帯を通じて勤務する従業者が1人に加えて1人以上の従業者が勤務しているか。

雇用契約書または労働条件通知書

- 名簿兼勤務表に記載のある従業者の雇用契約書があるか。
- 雇用形態が分かるものとなっているか。

就業規則

秘密保持の誓約書

- 就業規則について、誓約書を交わしている場合は、従業者の署名、日付が入っているか。
- 就業規則等に守秘義務についての規定がない場合は、別途守秘義務に係る誓約書を交わしているか。

## 2 運営関係

重要事項説明書

- 運営規程と記載内容の相違がないか。
- 最新の介護報酬改定に伴い、介護報酬は正しく記載されているか。
- 苦情窓口には、地域包括支援センター、練馬区保健福祉サービス苦情調整委員、練馬区介護保険課、東京都国民健康保険団体連合会が記載されているか。

運営規程

- 必要項目が記載されているか。
- 重要事項説明書と記載内容の相違がないか。
- 最新の介護報酬改定に伴い、介護報酬は正しく記載されているか。  
(運営規程・重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は「〇〇人以上」と記載することが可)

利用者との契約書

- 最新の介護報酬改定について、説明し、同意を得ているか。
- 利用者の同意の意思と同意した日付が確認できるか。
- 個人情報の取得および利用に関する同意書を交わしているか。  
【医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会 厚生労働省)】
  - ① 個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
  - ② 個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、本人の同意が必要である。

個別サービス計画(通所介護計画)

- サービス開始前に利用者に説明し、同意を得ているか。
- 利用者に交付しているか。
- 居宅サービス計画に沿った計画か。

- 計画の対象となる目標が定められているか。
- 計画に従ったサービス実施状況・目標の達成状況を記載しているか。
- 計画が共同作成されているか。
- 計画の項目が適切か。(サービス内容、日課、所要時間など)
- 各種加算の算定に必要な計画が作成されているか。

- サービス提供記録
  - 業務日誌

- 必要項目が、記載されているか。(提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況)
- サービス提供時間の算定根拠となる記録があるか。(提供日、提供時間)

- 運営推進会議の記録 (地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の場合)

- おおむね、6か月に1回以上開催しているか。  
(テレビ電話装置等の活用も可。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているか。)
- 構成員、議題は適切か。
- 議事録を作成し、公表しているか。

- 苦情に関する記録・事故に関する記録

- 苦情・事故・ヒヤリハットの内容を記録しているか。
- 事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じているか。
- 事故報告が必要な場合は、管轄の総合福祉事務所高齢者支援係へ速やかに報告しているか。

- 非常災害に関する計画(消防計画等)

- 避難訓練に係る計画(マニュアル)等は整備されているか。
- 防火管理責任者は選任されているか。
- 避難訓練等を行っているか。記録はされているか。
- 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。

- その他

- 例外3原則(切迫性・非代替性・一時性)により、身体拘束が行われている場合は、身体拘束に関する説明書により、家族の同意を得ているか。また、経過観察・カンファレンスの記録はあるか。従業者に対する研修は行われているか。
- 受給資格の確認をしているか。
- 重要事項が、事業所内に掲示されているか。(ファイル等を備え置くことも可)
- 事業所での個人情報適切に管理されているか。
- 薬は適切に管理されているか。
- 事業の運営に当たって、地域の住民やボランティア団体等との連携および協力を行う等、地域

との交流に努めているか。

○ハラスメント防止のための必要な措置を講じているか。

(つぎの項目は令和6年3月まで経過措置期間あり)

○感染症の予防およびまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者等に対する研修および訓練の実施等の措置を講じているか。

○感染症や非常災害の発生時、利用者へのサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しているか。その計画に従業者等に周知し、必要な研修および訓練を実施しているか。

○虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、従業者等に対する研修の実施、担当者の設置等の措置を講じているか。

○すべての従業者(有資格者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。

介護報酬関係

○介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減額等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

※(注)新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに該当する場合は、この限りではない。